

令和7年度第2回三重県脱炭素社会推進幹事会 次第

日時：令和8年1月21日（水）14：30～15：00

場所：オンライン開催（Zoom）

1. 三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会委員からの意見等について（資料1）

2. 事務事業における温室効果ガス削減目標達成に向けた取組について（資料2）

【配付資料】

- 資料1 令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会における委員からの意見等について
- 資料2 事務事業における温室効果ガス削減目標達成に向けた取組について
- 資料3 令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会について
- 資料4 各部局等の令和7年度取組状況及び令和8年度取組予定
- 資料5 各部局等の令和6年度の温室効果ガス削減事例
- 参考資料1 三重県脱炭素社会推進幹事会設置要綱
- 参考資料2 令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針

1. 令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会における委員からの主な意見等について
2. 事務事業における温室効果ガス削減目標達成に向けた取組について

(参考)

- ・太陽光発電設備導入に係る国の交付金等
- ・令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針に基づく落札資格保有事業者

令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会(9月9日開催) における委員からの主な意見等

計画全般

- ・令和7年2月に、国は「地球温暖化対策計画」を改定したが、三重県の「地球温暖化対策総合計画」は改定するのか。
- ・地方創生と一体で地球温暖化対策を進めることが重要。緩和策と適応策を経済発展に結びつける地域づくりを推進していただきたい。

三重県域における温室効果ガスの削減

- ・県内の地域によって産業構造や再生可能エネルギーに対する認識も異なる。それぞれの地域にあった取組を行うことが効果的である。
- ・三重県の産業部門は温室効果ガス排出量が多いが、これは工業地帯を抱える地域共通の課題。工業地帯にある企業は大企業が多く、また、インフラとしての役割も担っているため、温室効果ガス排出量を減少させるのは容易ではない。焦らず取組を進めていただきたい。

事務事業における温室効果ガスの削減

- ・部局ごとの目標、取組の方向性を明確にする必要はないか。
- ・電気の調達の方法は検討した方が良いのではないか。

三重県地球温暖化対策総合計画の改定

- ・国の「地球温暖化対策計画（令和7年2月改定）」と整合を図り、中長期的な観点で検討するとともに、2030年度の削減目標達成に向け実効性をより高めるため、以下の事項について見直しを進めることにより、改定します。

- 区域施策及び県の事務事業における削減目標達成に向けた必要な見直し（地域脱炭素の推進に向けた新たな施策の検討も含む）
- その他気候変動への適応に必要な見直し

スケジュール

令和7年12月

三重県環境審議会
(諮問・部会の設置)

令和8年1月以降

三重県環境審議会部会による
詳細審議

令和9年3月

計画改定

※詳細は資料3を参照。

1. 令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会における委員からの主な意見等について
2. 事務事業における温室効果ガス削減目標達成に向けた取組について

(参考)

- ・太陽光発電設備導入に係る国の交付金等
- ・令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針に基づく落札資格保有事業者

温室効果ガス排出量の現状

- 事務事業における温室効果ガス排出量を大幅に削減するためには、63%を占める電気由來の排出量を削減する必要があります。

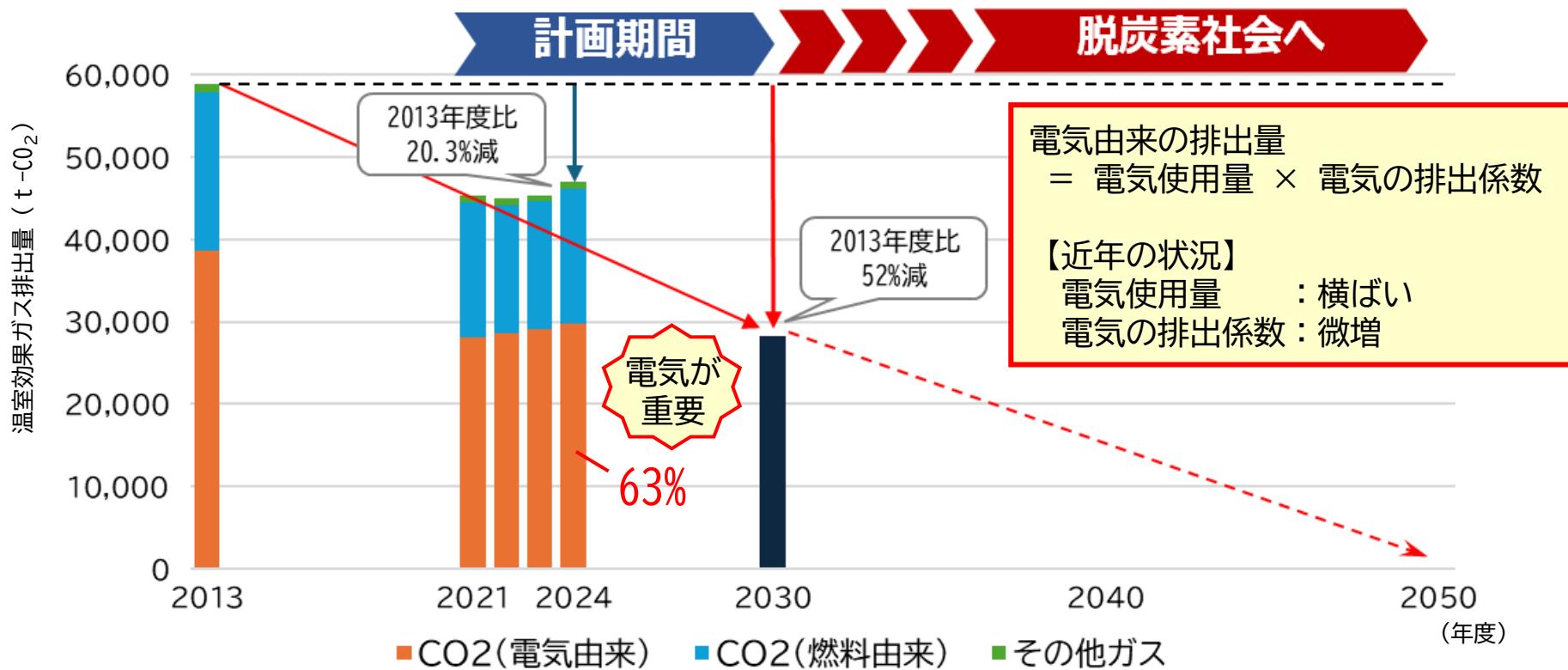


図1 2030年度に向けた削減目標と2050年に向けた削減イメージ

温室効果ガス排出量の現状(部局別)

- 上位5部局(教育委員会、警察本部、地域連携・交通部、環境生活部、農林水産部)で全体の排出量の約8割を占めます。

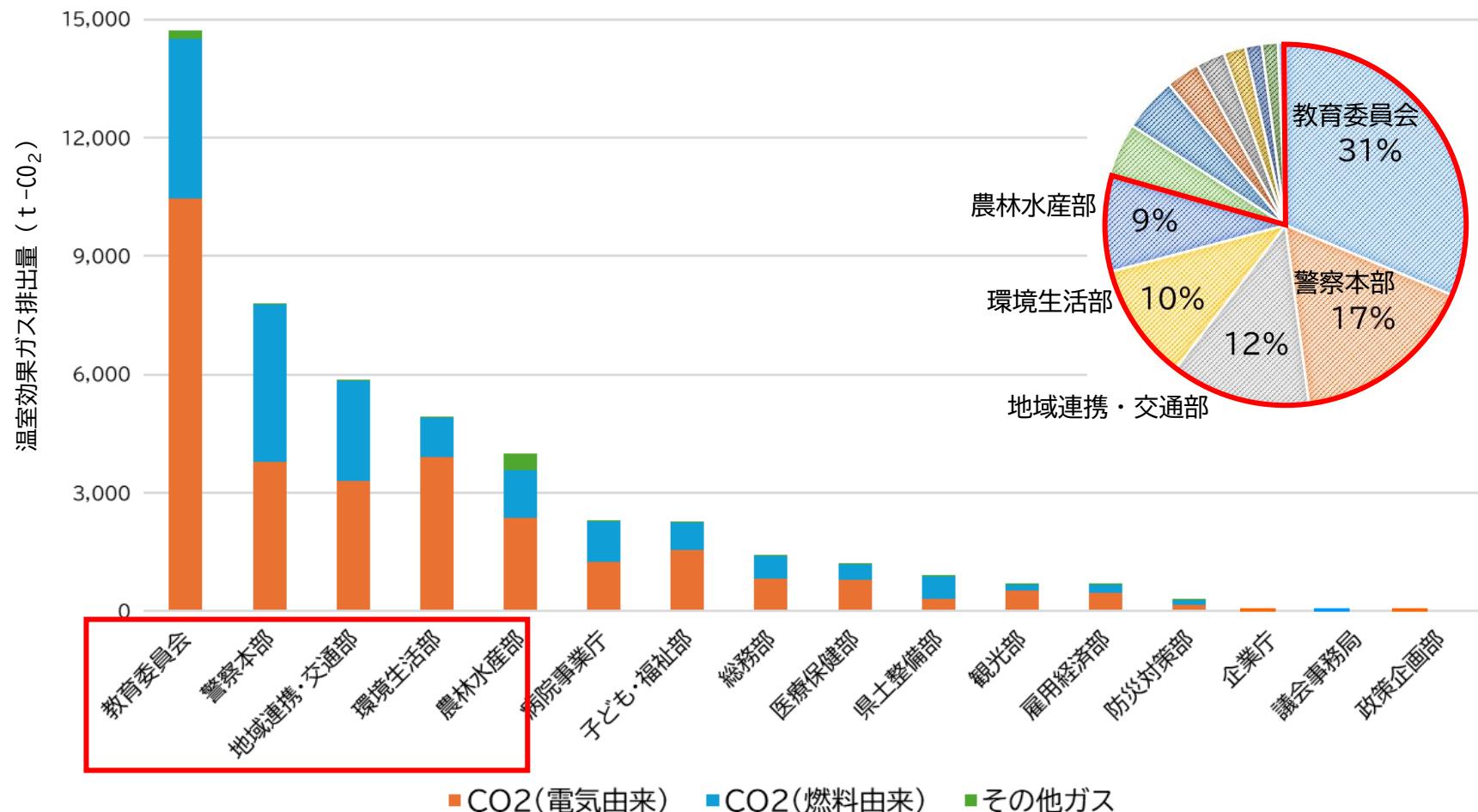


図2 2024(令和6)年度における各部局の温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の増加要因

- 電気由来の排出量は近年増加しています。また、燃料由来の排出量は2024（令和6）年度において増加しています。

表1 事務事業における温室効果ガス排出量の内訳 (単位: t-CO₂)

	2013 (基準年度)	2021	2022	2023	2024	2030 (目標年度)
電気由来	38,711	28,130	28,627	29,063	29,734	
燃料由来	19,112	16,382	15,616	15,570	16,491	
その他ガス	1,107	879	816	627	748	
合計	58,930	45,391	45,059	45,261	46,972	28,286 (▲52%)

要因

- 電気使用量の横ばい
調達する電気の平均排出係数の微増
- 庁舎使用燃料由来の排出量の増加
(県立鈴鹿青少年センターのリニューアルオープン、
鈴鹿スポーツガーデンや県立総合文化センター等
での燃料使用量の増加)

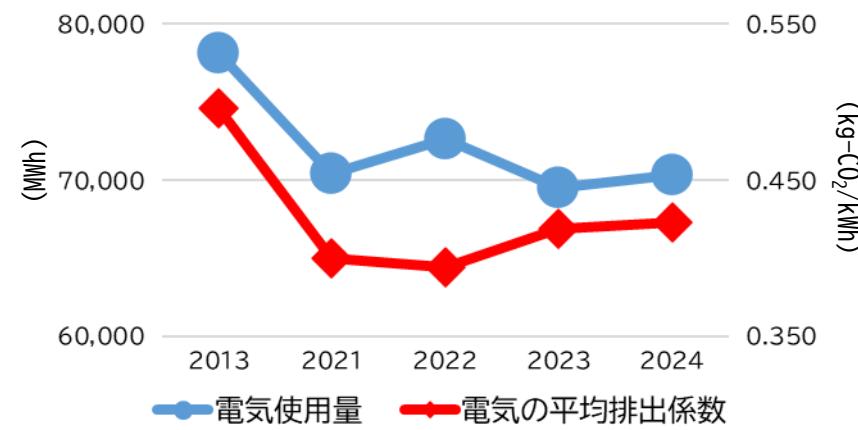


図3 電気使用量と電気契約先の平均排出係数の推移

削減取組の現状

- 電気由来の排出量を削減するためには、「県有施設へのさらなる太陽光発電の導入」と「電気の排出係数の改善」が課題です。

表2 温室効果ガス削減目標達成に向けた主な取組状況

取組内容		削減効果	2030年度に向けての追加実施の目安	取組状況(2024年度)	進捗
2021年度における2013年度比削減割合		▲23%			
	L E D 照明化	▲ 9%	LED化率100%	58.8%	○
電気	太陽光発電の導入(自己設置型、 P P A※)	▲ 5%	5,810kW導入	863kW (うちPPA:369kW)	×
	電気の排出係数の改善	▲10%	0.25kg-CO ₂ /kWhに改善	0.423kg-CO ₂ /kWh	×
燃料	公用車の電動車化	▲ 1 %	電動車化率35%	23.7%	○
	省エネ機器への更新	▲ 2 %	—	実績あり	—
—	Z E B 化、窓の高断熱化	▲ 2 %	—	実績あり	—
2030年度における2013年度比削減割合		▲52%			

○：目安達成見込み ×：現状のままでは目安達成が困難

※ P P A とは電力販売契約をいいます。

LED照明化

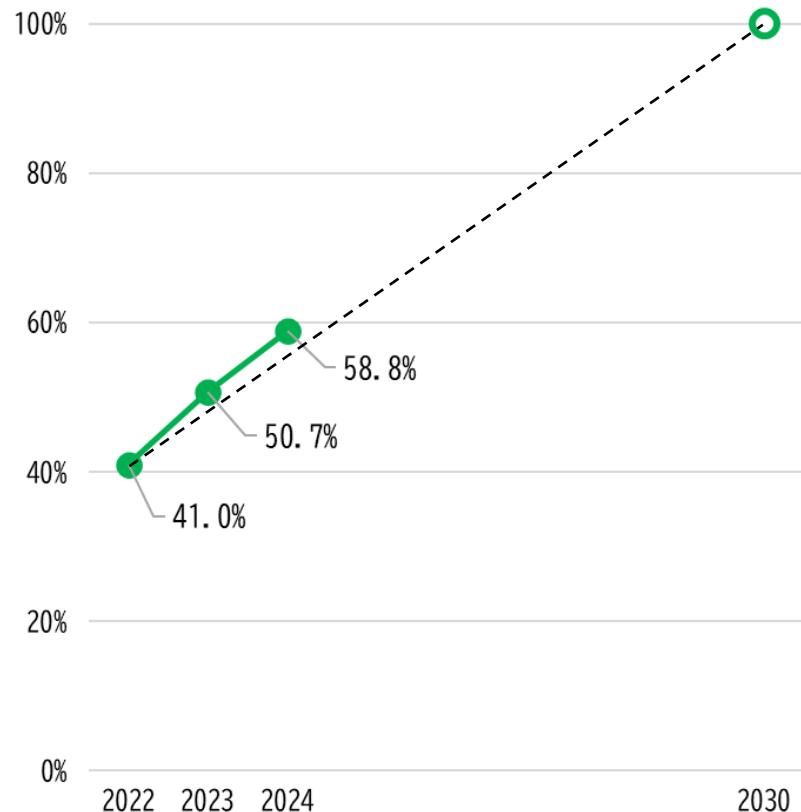


図4 県事務事業におけるLED化率の推移

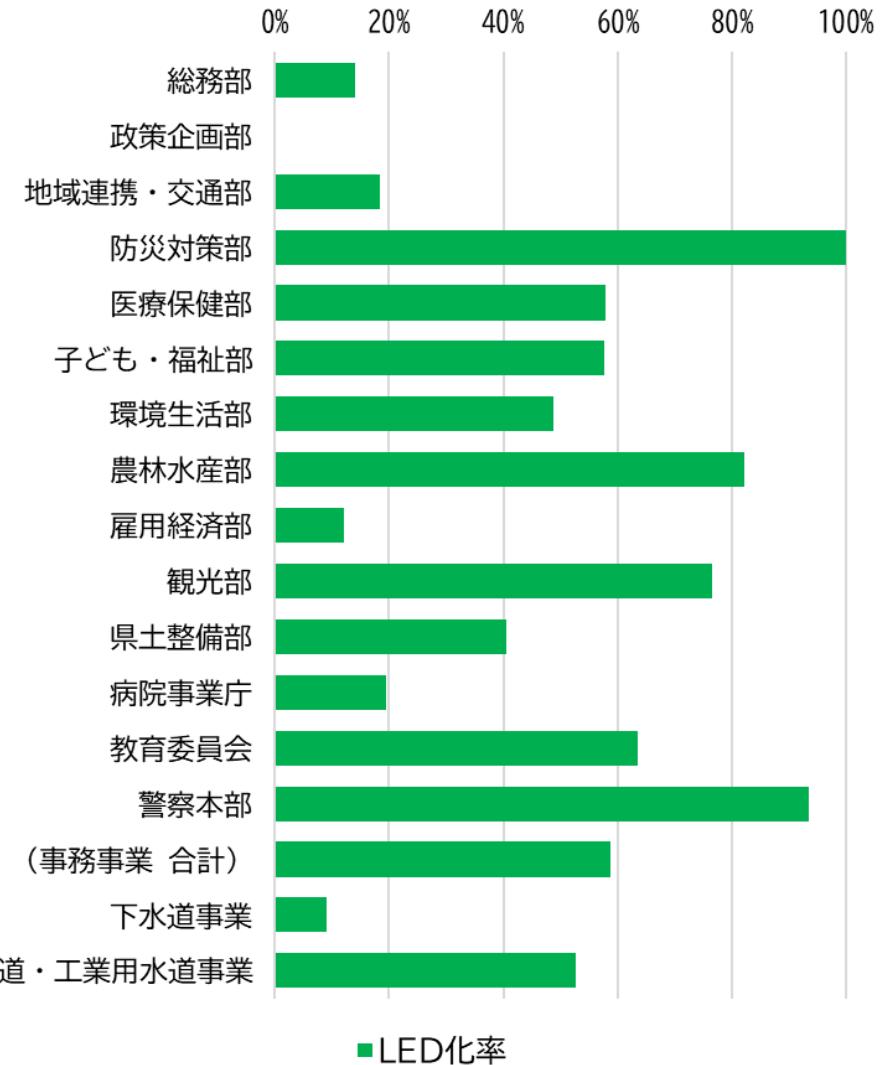


図5 2024（令和6）年度における各部局のLED照明化

公用車の電動車化

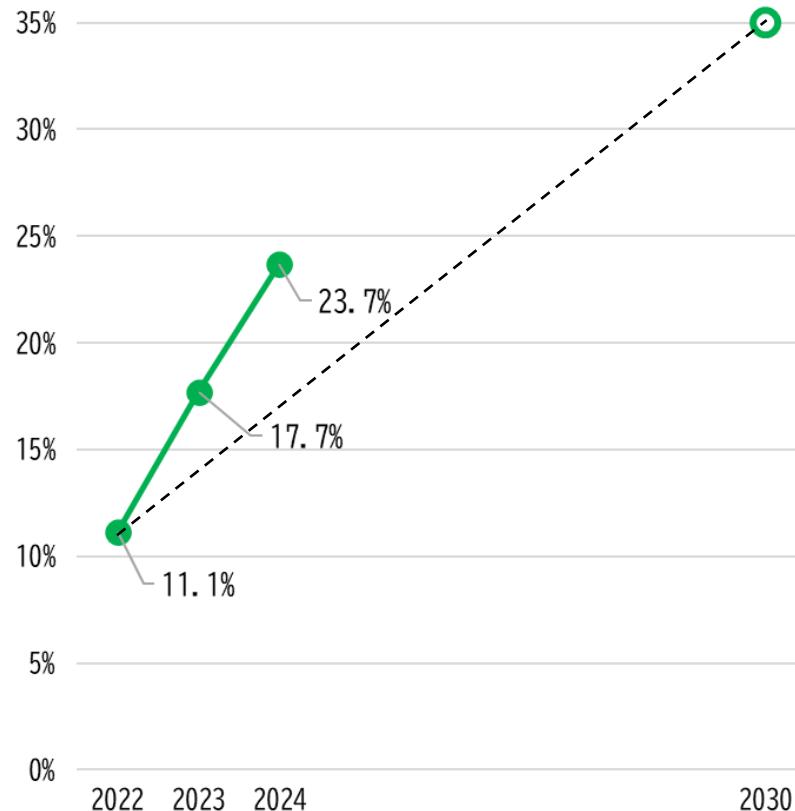


図6 県事務事業における電動車化率の推移

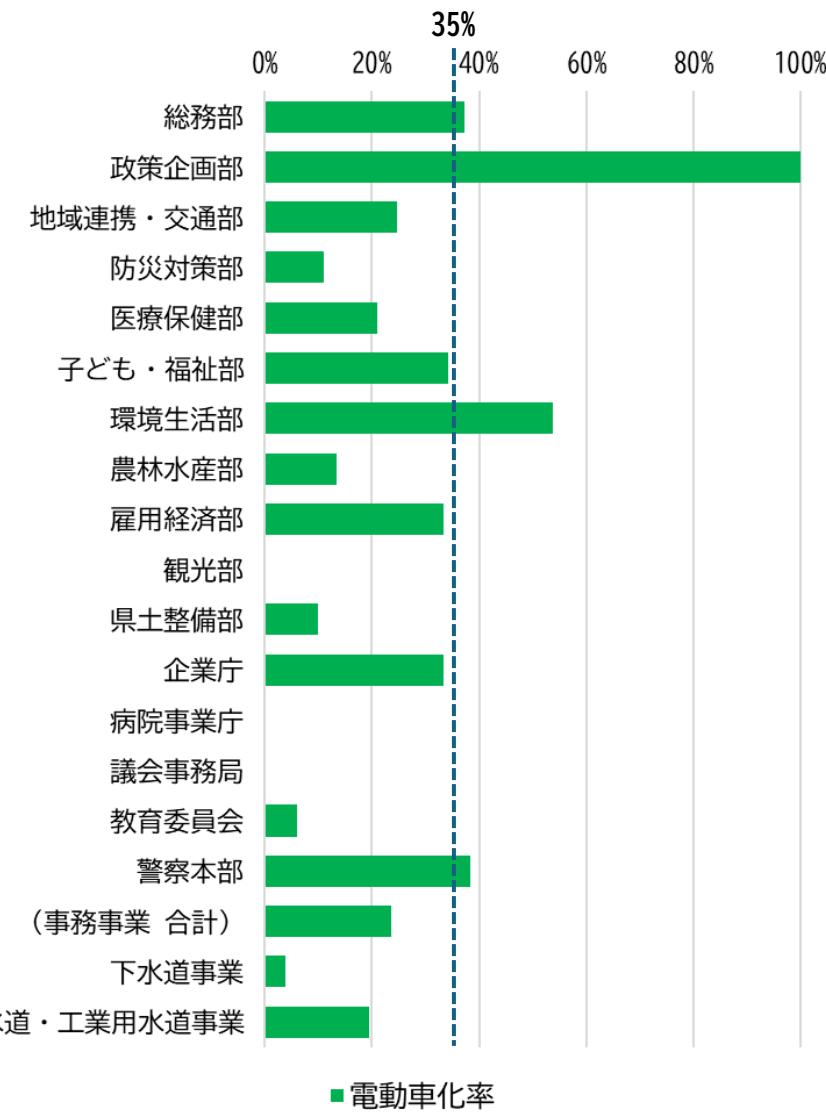


図7 2024（令和6）年度における各部局の公用車の電動車化

太陽光発電の導入

現状

2030 (R12) 年度の導入目安 : 5,810kW

2026 (R8) 年度の導入実績 : 1,245kW

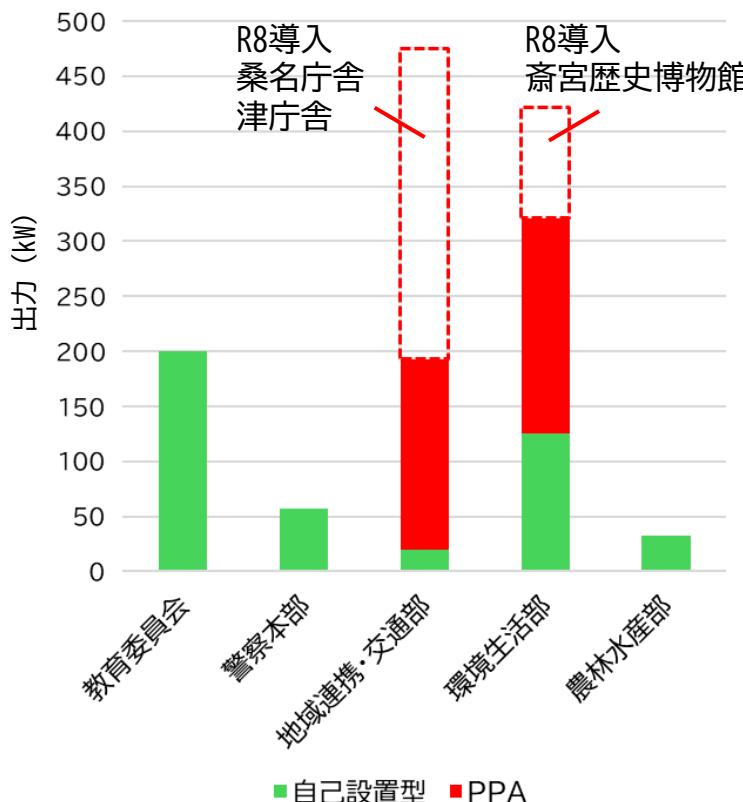


図8 排出上位5部局における太陽光発電設備(稼働)の設置状況

課題解決に向けた方策

1. PPAモデルの横展開

実績

- ・環境共生局でのノウハウの蓄積
- ・PPAを活用した太陽光発電設備の導入に係る説明会・意向調査（令和7年9月）

今後

- ・各部局の取組が推進されるよう助言・支援
- ・情報共有を図るための連絡調整会議を新たに設置

2. 自己設置型太陽光発電設備の導入

- ・従来型の太陽電池
- ・ペロブスカイト太陽電池

(参考) 太陽光発電設備導入に係る国の交付金等

- ・脱炭素化推進事業債
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）
※三重県の計画期間：令和9年度まで
- ・ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

太陽光発電の導入

表3 太陽光発電設備の導入に係る意向調査結果（令和7年9月）

部局名	PPA				ペロブスカイト
	既設 発電容量 (kW)	導入施設	新設 想定発電容量 (kW)	導入検討施設	
教育委員会			950	鈴鹿青少年センター、熊野少年自然の家	<input type="radio"/>
警察本部			205	四日市北警察署、大台警察署	<input type="radio"/>
地域連携・交通部	173	伊賀庁舎	282	桑名庁舎、津庁舎	<input type="radio"/>
環境生活部	196	三重県総合博物館	100	斎宮歴史博物館	<input type="radio"/>
農林水産部			313	三重県地方卸売市場	<input type="radio"/>
医療保健部			200	保健環境研究所	<input type="radio"/>
県土整備部			93	熊野灘臨海公園、大仏山公園など	<input type="radio"/>
子ども・福祉部					<input type="radio"/>
(事務事業 合計)	369		2,143		
下水道事業			—	各下水処理場	※ (従来型設置可能な敷地)
水道・工業用水道事業			—	各浄水場	<input type="radio"/>

太陽光発電の導入

他県の先進事例

PPAモデル

群馬県

県有財産への太陽光発電設備等導入事業

- 導入施設

県有施設 19施設（うち県立高校15校）

県有地 2箇所

総合スポーツセンター、ふれあいスポーツプラザ、
障害者リハビリテーションセンター、
勤労福祉センター、県立高校15校
(合計規模) 最大5.6ha

障害者リハビリテーションセンター未利用地、
畜産試験場吾妻肉牛繁殖センター跡地
(合計規模) 最大49ha

- 設備導入容量

県有施設 4.6MW (4,600kW)

県有地 12.8MW (12,800kW)

◆スケールメリットを活かした計画

(参考) メガソーラーに関する対策パッケージ（大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議(R7.12.23)）

再エネ導入拡大の観点から、屋根設置を始めとした地域共生型の太陽光発電の導入形態（公共施設、公共インフラ空間等）に支援を重点化することを検討する（令和8年度中に方針を決定予定）。

ペロブスカイト太陽電池

福岡市

国内最大規模での設置

- 導入施設

香椎浜小学校体育館

- ◆従来型では設置困難な体育館の薄型金属屋根への設置
- ◆設置面積は約200m²
- ◆1m幅製品を設置



(出典：福岡市HP)

電気の排出係数の改善

国の動向

- ・全国の電気小売業者の排出係数の平均は、2030年度において0.250kg-CO₂/kWhを想定。
- ・国は、環境配慮契約法に基づき温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）を実施することにより、調達する電気の排出係数を下げていく計画。
- ・電気の供給を受ける契約にあっては、一般競争入札を実施する場合に入札参加要件を設定（裾切り方式）した上で最低価格落札方式を採用。

（参考）環境配慮契約法の目的

第1条 この法律は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

表4 国における電気の供給を受ける契約に関する基本方針

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
全国の電気小売業者の排出係数の平均値 (kg-CO ₂ /kWh)	0.388	0.365	0.342	0.319	0.296	0.273	0.250
環境配慮契約※	契約のしきい値(kg-CO ₂ /kWh) (裾切り方式)	0.520	0.435	0.350	0.310		
	調達電力に占める 再エネの割合 (%)	35	40	50	60		

※令和5年2月の環境配慮契約法に基づく基本方針の改定により、電気の供給を受ける契約における環境配慮契約は、「一般競争入札における裾切り方式（排出係数しきい値の設定）」の実施とともに「仕様書等に再エネ比率を明記して調達すること」とされました。

電気の排出係数の改善

現状

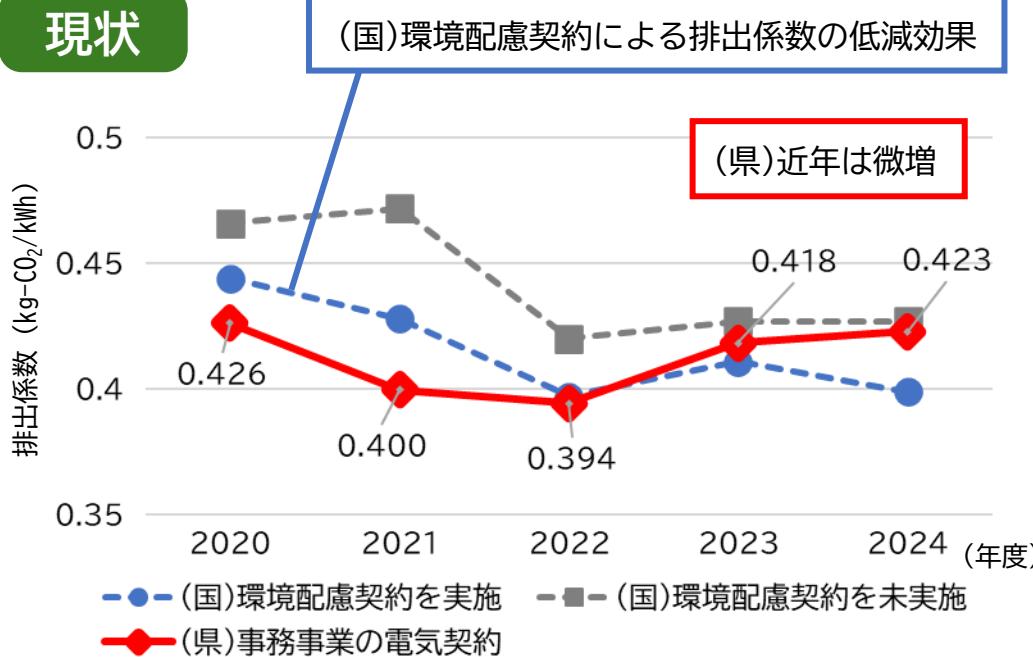


図9 国の環境配慮契約の実施別の平均排出係数、県の電気契約先の平均排出係数の推移

(出典：令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会(第3回)資料を基に作成)

表5 国及び県の環境配慮契約の実施状況
【高圧・特別高圧】

	据切り方式 (一般競争入札) の実施状況	再エネ比率の 仕様書等への 記載状況※
国 (2024)	83.5% [契約件数 2,374件/2,842件]	50%
県 (2025)	62.4% [契約件数 174件/279件]	未実施

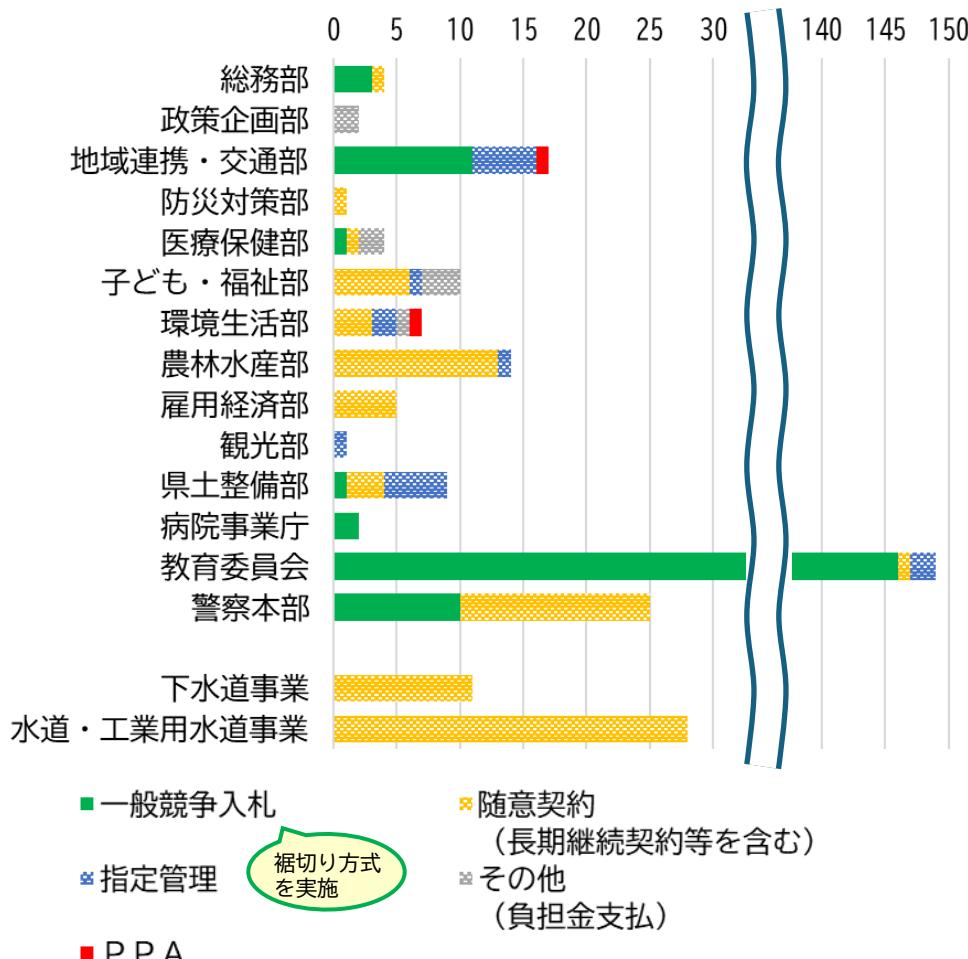
※再エネ比率とは、電気の供給を受ける契約における調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合をいいます。国は、令和7年度の電気の供給を受ける契約における再エネ比率を少なくとも40%と定めています。

温室効果ガスの排出削減に配慮した契約(環境配慮契約)の実施が
電気の排出係数の改善に繋がる

電気の排出係数の改善

電気の供給を受ける契約の契約方式

令和7年度 契約件数



令和7年度 使用予定電力量に応じた割合

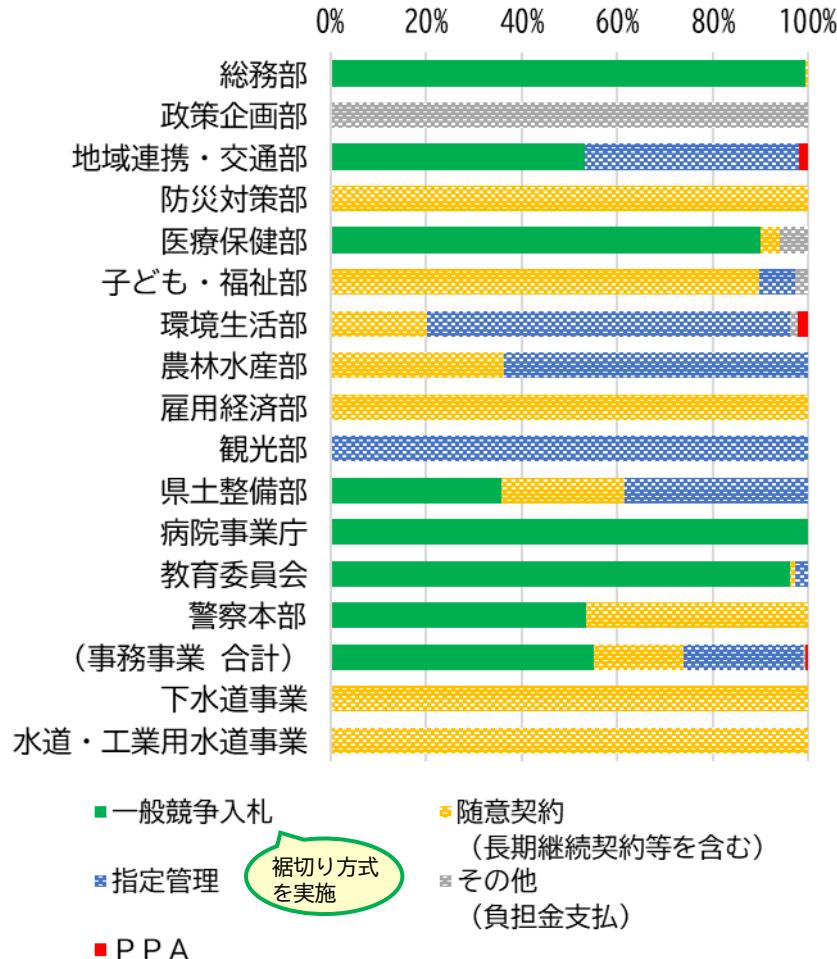


図10 部局別の電気の供給を受ける契約の契約方式【高圧・特別高圧】

電気の排出係数の改善

課題解決に向けた方策

- ・温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）を実施することにより、調達する電気の排出係数を下げていきます。
- ・国の動向を踏まえ、令和8年度三重県電力調達に係る環境配慮方針に再エネ比率を明記することを検討します。

（参考）国における総合評価落札方式の導入検討

- ・令和8年3月に総合評価落札方式の導入等を盛り込んだ環境配慮契約法に基づく基本方針の改定を閣議決定し、令和8年度の移行期間を経て令和9年度から本格導入する方向で検討しています。

	2025(R7)年度			2026(R8)年度	2027(R9)年度～
	1月	2月	3月		
事務手続き	パブコメ 	閣議決定 	自治体向け説明会 	移行期間	本格導入

※基本的な考え方

総合評価点 = (標準点 + 加算点) / 価格

- ・標準点の評価項目：二酸化炭素排出係数、調達電力の再エネ割合
- ・加算点の評価項目：二酸化炭素排出係数、調達電力の再エネ割合、再エネ導入率、未利用エネルギーの活用状況、追加性のある再エネ、地域における再エネ電気の創出・利用に向けた取組、ディマンドリスポンスの取組

庁舎使用燃料の抑制や燃料転換

燃料由来の温室効果ガス排出量を減少させるため



- ・燃料使用量の抑制に留意した施設の運転管理
- ・設備・機器の更新時期をとらえた省エネ機器への更新や燃料転換

表6 2024（令和6）年度における燃料由来の温室効果ガス排出量の上位の施設

	部局名	施設名	CO ₂ (燃料由来) (t-CO ₂)	主な使用燃料
(庁舎使用燃料)				
1	地域連携・交通部	三重県営鈴鹿スポーツガーデン	1,915	A重油、LPG
2	病院事業庁	こころの医療センター	981	都市ガス
3	環境生活部	三重県立総合文化センター	833	都市ガス
4	医療保健部	保健環境研究所	300	灯油
5	子ども福祉部	三重県身体障害者総合福祉センター	268	都市ガス
(公用車使用燃料を含む)				
1	警察本部	警察署等	3,962	都市ガス、ガソリン
2	総務部	本庁舎等	548	都市ガス、ガソリン
(船舶使用燃料を含む)				
1	教育委員会	水産高等学校	961	船舶燃料（A重油）
2	農林水産部	水産研究所	285	船舶燃料（軽油）

まとめ

- 事務事業における温室効果ガス排出量を大幅に削減するためには、63%を占める「電気由来の排出量」を削減する必要があります。
- 上位5部局（教育委員会、警察本部、地域連携・交通部、環境生活部、農林水産部）で全体の排出量の約8割を占めており、各部局の取組が推進されるよう助言・支援を行うとともに情報共有を図るため、「連絡調整会議」を設置します。
- 削減目標を達成するため、「県有施設へのさらなる太陽光発電の導入」と「電気の排出係数の改善」を進めます。

削減目標達成に向けては、電気以外にも燃料転換などの取組も必要です。引き続き、各部局等それが温室効果ガスの排出削減に向けた計画的な取組を実施していきます。

1. 令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会における委員からの主な意見等について
2. 事務事業における温室効果ガス削減目標達成に向けた取組について

(参考)

- ・太陽光発電設備導入に係る国の交付金等
- ・令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針に基づく落札資格保有事業者

脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

(1) 地方単独事業として実施するもの

①公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備

※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、
発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として
自治体が整備するものを対象に追加

②公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等

※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、
再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

③公共施設等を省エネ基準に適合させる改修

※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備
が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加

④公共施設等へのLED照明導入のための改修

⑤公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、
ハイブリッド車

(2) 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

3. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

2. 地方財政措置

(1)①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2

地方債充当率 90%

交付税措置 50%

(1)③及び④の事業

※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%

30～50%*

※財政力に応じて措置

(1)⑤の事業

30%

(2)の事業

地方債充当率 90%

国庫補助 2/3 (又は3/4)

交付税措置 50%

4. 事業費

1,000億円 (令和7年度: 1,000億円)

地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）



【令和8年度予算（案） 27,018百万円（38,521百万円）】
【令和7年度補正予算額 33,500百万円】



意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

（2）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

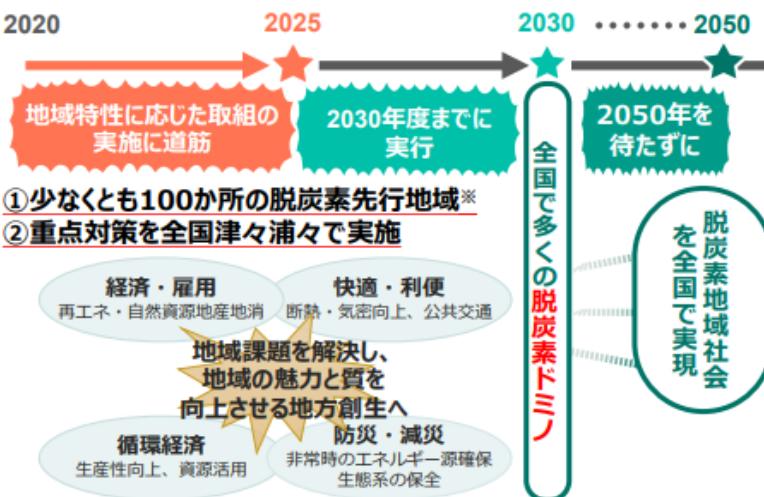
地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：（1）交付金（2）委託費
- 交付対象：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
- 委託先
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

＜参考：（1）交付スキーム＞

- (a)地方公共団体が事業を実施する場合
- (b)民間事業者等も事業を実施する場合

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 7,000百万円（5,020百万円）】



ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

①事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

＜主な要件＞

- ・ 同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・ 導入規模の下限、補助上限価格
- ・ 施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：令和7年度～

お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

4. 事業イメージ



ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

出典：環境省 令和8年度（2026年度）当初予算（案）
https://www.env.go.jp/earth/42024_00005.html

令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針に基づく 落札資格保有事業者

	事業者名	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)
1	リエスパワー株式会社	0.000
2	岐阜電力株式会社	0.016
3	しろくま電力株式会社	0.109
4	ゼロワットパワー株式会社	0.171
5	株式会社エネファント	0.174
6	エバーグリーン・マーケティング株式会社	0.345
7	リエスパワーネクスト株式会社	0.368
8	株式会社エネット	0.374
9	RE100電力株式会社	0.392
10	中部電力ミライズ株式会社	0.393
11	関西電力株式会社	0.401
12	バンプーパワートレーディング合同会社	0.416
13	日本エネルギー総合システム株式会社	0.418
14	伊藤忠エネクス株式会社	0.429
15	コスモエネルギー・ソリューションズ株式会社	0.439
16	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	0.445
17	株式会社V-Power	0.446
18	丸紅新電力株式会社	0.452
19	鈴与電力株式会社	0.497

(令和7年12月26日時点)

令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会について

1 令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会

(1) 開催日時等

開催日時 令和7年9月9日（火）9時30分から12時00分

開催場所 三重県合同ビル G202 会議室

出席委員 別紙のとおり

(2) 委員からの主な意見

ア 全体

番号	意見	
1	地方創生に資する脱炭素推進	地方創生と一体で地球温暖化対策を進めることが重要。三重県固有の強みを活かしつつ、固有の課題を克服する方法を考えながら、緩和策と適応策を経済発展に結びつける地域づくりを推進していただきたい。
2	地域特性に基づく脱炭素推進	県内の地域によって産業構造が異なることや、再生可能エネルギーに対する認識も地域ごとに異なる。県内各地域の分析を行ったうえで、それぞれの地域にあった取組を行うことが効果的である。
3	地域文化との連携による脱炭素推進	地域イベントや伝統行事と連携した参加型の脱炭素施策を通じて、世代を超えた理解と協力を促進できる。特に若年層や高齢者が参加しやすい形での展開が望まれる。
4	教育との連携による脱炭素推進	温室効果ガス排出の削減には教育的な観点も必要。教育や啓発に関する項目があってもいい。
5	太陽光発電の適正導入に関する懸念	太陽光パネルの設置には、生活環境や生物多様性の観点等から慎重な検討が必要。
6		森林斜面への太陽光パネル設置については、土砂災害リスクや森林の公益的機能の喪失、地域住民との摩擦など、慎重な検討が必要。立地選定の透明性と住民合意形成のプロセス強化を求める。
7		太陽光パネル設置による森林の減少が温室効果ガスの排出に与える影響も重要な視点。
8	バイオマスエネルギーの利用	未利用材が不足している。外国で伐採した木材を輸入して発電することが果たして地球温暖化対策に寄与しているのかという視点も重要。
9	森林吸収源対策	若齢林への誘導が地球温暖化対策に有効かどうかは、慎重に考える必要がある。高齢林が二酸化炭素を十分に吸収しているという研究もある。

イ 三重県域における温室効果ガスの削減

番号	意見	
1	産業部門	産業部門の温室効果ガス排出量が多いという点について、これは工業地帯を抱える地域共通の課題。工業地帯にある企業は大企業が多いこと、また、インフラとしての役割も担っているため、温室効果ガス排出量を減少させるのは容易ではない。しかし、インフラが変わる際に一気に排出量が減少するという性格のため、焦らず取組を進めていただきたい。
2		計画書制度や環境経営について、自主的な取組ではあることを前提に、県としてどう推進するか、一歩踏み込むことが重要。
3		さらなる脱炭素経営の普及が必要なのではないか。
4	家庭部門	今や地球温暖化対策を知らない人はいないと考える。出前講座や環境フェアで、具体的なライフスタイルを提案し、「やって楽しい」「やって効果がある」といった要素を加えることで、さらに一歩踏み込んだ行動につながると考える。
5	家庭部門 業務・その他部門	暑さが厳しく、空調を弱められないなかで、電気使用量をいかに削減するかが難しい。努力による削減も限界に達しているため、多様な働き方を検討する必要がある。
6	運輸部門	トラックの脱炭素化が課題。EV トラックは走行距離や積載量の制約があるため、小型の集配に限られている。また、物流業界は 2025 年問題を抱えている。運送業者だけでなく荷主を含めた協力が求められている。

ウ 気候変動への適応

番号	意見	
1	農林水産分野	農林水産物は地域の特色が出やすいため、この点で地域の強みを活かすことで、地域の課題を解決することにつながる。地域づくりと密接に結びついているため、戦略的に重点化すると分かりやすくなるのではないか。
2		諸外国では都市計画で樹幹被覆率を目標として設定している。国内で導入事例はないが、市街地における積極的な暑熱対策という観点で、三重県が率先されてはいかがか。
3	健康分野 (暑熱対策)	熱中症警戒アラートが毎日のように発令されている。地球温暖化が原因で猛暑になっているという認識が一般に広がっていると感じる。しかし、地球温暖化が進行しているからといって、暑いだけではなく、時に大雪に見舞われることがある。気候変動と地球温暖化について、県も意識を持って伝えいただきたい。

エ 事務事業におけるにおける温室効果ガスの削減

番号	意見	
1	部局ごとの目標	部局ごとの目標、取組の方向性を明確にする必要はないか。
2	電気調達方法	電気の調達の方法は検討した方が良いのではないか。
3	実態分析	電気使用量の実態分析が必要と考えます。特に文化施設や劇場などイベント関連施設においては、照明・音響機器の使用が集中するため、省エネ機材の導入支援や運用改善のガイドライン整備が有効です。

(別紙)

令和7年度三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会 出席委員

氏名	所属・役職
赤堀 剛寛	四日市市 環境部 環境政策課長
岩崎 恭彦	三重大学 人文学部 教授
大形 敏巳	志摩市 市民生活部 環境・ごみ対策課長
太田 誠	株式会社百五銀行 サステナビリティ推進部 地域創生課長
笠井 瑞穂	三重県商工会連合会 女性部連合会長
上田 健二	国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長
川方 尚	一般社団法人三重県トラック協会 専務理事
小林 弘和	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長
鈴木 正行	四日市地域環境対策協議会 大気部会長会社 江南化工株式会社 生産管理部長
多森 成子	三重テレビ放送 気象キャスター・気象予報士
萩原 浩司	皇学館大学 教育学部 准教授
平山 大輔	三重大学 学長補佐(教育/環境担当)・教育学部 教授
本郷 徹	中部電力株式会社 経営戦略本部 戰略グループ長
新原 修一郎	中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室長
吉田 正木	三重県林業経営者協会 副会長兼常任世話人

※五十音順、敬称略

各部局等の令和7年度取組状況及び令和8年度取組予定

(1) 2025(令和7)年度取組予定

部局名	主な取組内容	数量
総務部	LED 照明化	2,100 台
	公用車の電動車化	7 台
	公用車の更新（電動車から電動車への更新）	1 台
	空調設備の更新（省エネ化）	28 基
政策企画部	LED 照明化	56 本
地域連携・交通部	LED 照明化	104 本, 1 施設
	公用車の電動車化	1 台
	公用車の電動車化（電動車から電動車への更新）	2 台
	映写室の全熱交換器の更新	1 式
	太陽光発電設備の防水工事（PPA 事業） [桑名庁舎、津庁舎]	2 施設
	ソーラーカーポートの設置、ゼロカーボンドライブ [桑名庁舎、松阪庁舎]	2 施設
防災対策部	—	—
医療保健部	LED 照明化	1 式
	公用車の電動車化	4 台
	公用車の更新（電動車から電動車への更新）	2 台
子ども・福祉部	LED 照明化	24 本
	公用車の電動車化	5 台
	施設改修（LED 照明化含む）	1 施設
環境生活部	LED 照明化	896 本
	公用車の電動車化	1 台
	空調設備の更新（省エネ化）	4 基
	太陽光発電設備の防水工事（PPA 事業）の設計 [斎宮歴史博物館]	1 施設
農林水産部	LED 照明化	109 本, 44 箇所
	公用車の電動車化	22 台
雇用経済部	LED 照明化	1 式
観光部	—	—
県土整備部（下水道事業 を除く）	LED 照明化	712 本, 4 棟
	公用車の電動車化	4 台
企業庁（水道・工業用水道 事業を除く）	—	—
病院事業庁	LED 照明化	500 本
	公用車の電動車化	1 台
議会事務局	公用車の電動車化	1 台
教育委員会	LED 照明化	67 校, 59 本
	空調設備の更新（省エネ化）	3 校
警察本部	LED 照明化	1,614 本
	公用車の電動車化	30 台
	交番・駐在所の建替（ZEB Ready 相当）	4 施設
	信号灯の LED 照明化	3,000 灯

部局名	主な取組内容	数量
下水道事業（県土整備部）	LED 照明化	111 本
	公用車の電動車化	3 台
	換気設備の更新（省エネ化）	5 台
水道・工業用水道事業（企業庁）	LED 照明化	160 本, 5 施設
	公用車の電動車化	8 台
	電気設備等の更新	2 施設

（2）2026（令和8）年度の取組予定

取組内容	取組部局等
LED 照明化	総務部、地域連携・交通部、医療保健部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部、企業庁、病院事業庁、教育委員会、警察本部
公用車の電動車化	総務部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部、企業庁、議会事務局、教育委員会、警察本部
電気設備等の更新（省エネ化）	県土整備部、企業庁
施設の ZEB 化	警察本部
太陽光発電設備の設置	地域連携・交通部、環境生活部、県土整備部

● 令和6年度に実施した取組のうち、削減効果の大きい取組等（施設全体のLED化、太陽光発電設備の導入等）

	部署名	施設名	取組内容		対象設備			CO2削減効果	
			名称	概要	名称	単位	数量	想定削減量 (t-CO2/年)	算定方法
1	環境生活部	三重県総合博物館	自家消費型太陽光発電設備の導入	PPA（電力販売契約）を活用した太陽光発電設備等の導入。年間発電電力量（見込）は約220,000kWh ※博物館の年間使用電力量の15.7%	太陽光発電設備	kW	195.98	▲ 95	年間発電電力量見込（約220,000kWh）に電気事業者別排出係数（0.000433t-CO ₂ /kWh）を乗じた値
2	警察本部		公用車の電動車化	公用車をガソリン車からハイブリッド車に更新	電動車	台	67	▲ 74	導入台数（67台）に排出削減量（約▲1.1t-CO ₂ /台・年）を乗じた値
3	医療保健部	保健環境研究所	LED照明化	研究所内（西棟+別棟）の蛍光灯をLED照明に取替	照明設備	本	1,331	▲ 69	導入本数（1331本）に排出削減量（約▲0.052t-CO ₂ /本・年【最も台数の多い種類の器具で計算】）を乗じた値
4	環境生活部	総合博物館	LED照明化	収蔵庫を中心に館内の蛍光灯をLED照明に取替	照明設備	本	1,455	▲ 36	導入本数（1,455本）に排出削減量（約▲0.025t-CO ₂ /本・年）を乗じた値
5	農林水産部	三重県地方卸売市場	LED照明化	市場内施設の蛍光灯をLED照明に取替	照明設備	本	1,235	▲ 31	導入本数（1,235本）に排出削減量（約▲0.025t-CO ₂ /本・年）を乗じた値
6	農林水産部		公用車の電動車化	公用車をガソリン車からハイブリッド車、電気自動車に更新	電動車	台	25	▲ 29	ハイブリッド導入台数（24台）に排出削減量（約▲1.1t-CO ₂ /台・年）を乗じた値と電気自動車導入台数（1台）に排出削減量（約▲2.3t-CO ₂ /台・年）を乗じた値の合計
7	環境生活部	美術館	LED照明化	展示室内の蛍光灯をLED照明に取替	照明設備	本	889	▲ 22	導入本数（889本）に排出削減量（約▲0.025t-CO ₂ /本・年）を乗じた値
8	企業庁	南勢水道事務所	省エネ機器への更新	多気浄水場沈澱池緩速攪拌機（原動機）の取替 電動機 3.7~0.75kW×24台を高効率型に取替 年間29,000kWh程度削減	原動機	台	24	▲ 13	年間削減量（29,000kWh）に電気事業者別排出係数（0.000433t-CO ₂ /kWh）を乗じた値
9	環境生活部	三重県人権センター	ゼロカーボンドライブ	ゼロカーボンドライブ事業において、ソーラーカーポート及び電気自動車の導入	ソーラーカーポート 電気自動車	式 台	1 1	▲ 3	ガソリン車を電気自動車に更新（ゼロカーボンドライブの場合）による排出削減量（約▲3t-CO ₂ /台・年）の値

(参考)

○蛍光灯40W型をLED照明40W型に更新：約▲0.025t-CO₂/本・年 ※年間2,500時間点灯の場合○ガソリン車を電気自動車に更新：約▲2.3t-CO₂/台・年 ※更新前燃費7.5km/L、更新後電費6km/kWh、年間走行距離10,000kmの場合○ガソリン車を電気自動車に更新（ゼロカーボンドライブの場合）：約▲3t-CO₂/台・年 ※更新前燃費7.5km/L、更新後電費6km/kWh、年間走行距離10,000kmの場合○ガソリン車をハイブリッド車に更新：約▲1.1t-CO₂/台・年 ※更新前ガソリン給油回数20L×4回/月×12月、ガソリン換算係数0.00229t-CO₂/L、電動車化によるガソリン給油量削減率5割想定

○換算係数（令和6年度時点）

・電気事業者別排出係数：0.000433t-CO₂/kWh ※中部電力ミライズ・ガソリン（揮発油）：0.00229t-CO₂/L

三重県脱炭素社会推進幹事会設置要綱

(目的)

第1条 三重県脱炭素社会推進本部設置要綱（以下「本部要綱」という。）第2条の所掌事務の円滑な処理を行うため、本部要綱第6条に基づき、三重県脱炭素社会推進幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 幹事会は、本部要綱第2条の各号に掲げる事項を推進本部に諮るため必要な調査、審議等を行うものとする。

2 推進本部からの指示事項の処理及び、連絡・調整等を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、環境生活部環境共生局次長をもって充てる。

3 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 幹事会は、幹事長が招集し、その座長となる。

2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 幹事会には、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、環境生活部環境共生局地球温暖化対策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第3条関係）

三重県脱炭素推進幹事会 幹事

総務課長
デジタル戦略企画課長
政策企画総務課長
地域連携・交通総務課長
防災対策総務課長
医療保健総務課長
子ども・福祉総務課長
環境生活総務課長
農林水産総務課長
雇用経済総務課長
観光総務課長
県土整備総務課長
出納総務課長
企業総務課長
技術管理・機電施設課長
県立病院課長
教育総務課長
警察本部警務部会計課長

令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、令和7年度に三重県（以下「本県」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る落札資格の確認に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 本方針の対象機関は、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種行政委員（会）事務局、警察本部の地域機関を含む本県の全ての機関（以下「各部局等」という。）とする。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況
- ④ 省エネルギー（以下省エネ）に係る情報提供、簡易的ディマンド・リスポンス（以下DR）の取組、地域における再エネ創出・利用の取組、または環境マネジメントシステムの取組

(評価)

第5条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1、以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、三重県知事に提出するものとする。

- 2 環境共生局長は、小売電気事業者から提出された様式1「評価項目報告書」の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。
- 3 環境共生局長は、判定の結果について、各部局等の長及び各小売電気事業者へ通知するものとする。

(落札資格)

第6条 落札資格は、次のとおりとする。

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、

第4条に定める取組の4項目に係る数値等を、別表1に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(落札資格の確認)

第7条 各部局等の長は、各小売電気事業者の評価点を確認し、落札資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理は、環境生活部環境共生局地球温暖化対策課において行う。

附則

この方針は、令和7年4月3日から施行する。

別表1 「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準」

要素	区分	配点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） 〔単位：kg-CO ₂ /kWh〕	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
	0.520以上	0
② 令和5年度の未利用のエネルギー活用状況 ＊2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 ＊3	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネ創出・利用の取組、または環境マネジメントシステムの取組 ＊4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

＊1 「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）。

- (1) 調整後排出係数とは、最新の「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に基づき算定されたものをいう。
- (2) 温対法に基づき算定される小売電気事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数については例年7月頃と12月頃の2回公表されている。7月頃に公表される事業者全体の排出係数は

前々年度のものである。他方、環境省が公表する裾切り評価に使用する供給区域別の配点例の作成に当たって参考とする調整後排出係数は、12月頃に公表される前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数、及び小売電気事業者が温対法に基づき算定した排出係数であることから、裾切り方式の実施に当たっても、可能な範囲で最新の小売電気事業者が算定した調整後排出係数を使用するものとする。

- (3) 令和7年度分の契約における排出係数しきい値は令和4年度及び令和5年度における全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を踏まえ 0.520kg-CO2/kWh とする。

* 2 「令和5年度の未利用エネルギーの活用状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

【算定方式】

$$\text{令和5年度の未利用エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{2}} \times 100$$

- ① 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)
② 令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)

- (1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- (2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
- ア 工場等の廃熱又は排圧
- イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- ウ 高炉ガス又は副生ガス

* 3 「令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

ただし、①から⑥の再生可能エネルギー電気の利用量は令和5年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

【算定方式】

$$\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{(1)+(2)+(3)+(4)+(5)}{(6)} \times 100$$

① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量（kWh）

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）

⑥ 令和5年度の供給電力量（需要端（kWh））

(1) 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

(2) 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO2排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

(3) グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO2削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。

(4) 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO2等の排出削減量、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

(5) 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT

非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非FIT非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取引きされる。

* 4 加点する取組は、次のとおりとする。

ただし、(1)または(2)のどちらか一方の取組を実施していれば加点となるが、両方の取組を実施していても重複加点はしない（加点は最高5点とする）。

(1) 省エネに係る情報提供及び簡易的DRの取組

省エネに係る情報提供及び簡易的DRの取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 電力ディマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・ 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力量を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(2) 地域における再エネ創出・利用の取組

地域における再エネ創出・利用の取組について、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

(3) 環境マネジメントシステムの取組

加点対象となる環境マネジメントシステムの取組は、「ISO14001」、「M-EMS」、「KES」、「エコアクション21」、「エコステージ」とする。